

01017

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第三十四号

昭和二十五年十二月鳥取縣規則第八十九号鳥取縣における海区漁業調整委員会等の委員手当及び旅費その他支給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表を次のように改める。

別表

区

分

日額

(専門委員を含む)

内水面漁場管理委員会委員
(専門委員を含む)

三〇〇円

昭和二十六年六月五日 火曜日
第二千二百十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

度量衡法施行細則(明治四十二年農商務省令第二十八号)第四十八条の規定により鳥取市の度量衡器、計量器第一種取締を次のように執行する。

但し日別、検査区域及び器物提出場所は鳥取市長の告示による。

告示

◆鳥取縣告示第二百五十一号

鳥取縣公報 每週火金曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十六年六月五日 第二千二百十五号

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

新設置者 鳥取県東伯郡倉吉町字新町二四三八番地の一
認可年月日 昭和二十六年三月二十日昭和二十六年六月五日 二十一日間
六月二十八日から 二十日間

七月二十日まで 二十日間

一、時間

午前九時から、午後四時まで

一、区域

鳥取市全部

◆鳥取縣告示第二百五十三号

学校教育法第四條及び第八十三條により鳥取県東伯郡倉吉町字新町一丁目二四四番地の一美草学園の設置者の麥更を次のように認可した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧設置者 大阪市東住吉区北田辺町一三六番地

太田 安 行

◆鳥取縣告示第二百五十五号

肥料取締法(昭和二十五年五月法律第百二十七号)の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧設置者 鳥取県東伯郡由良町大字由良宿二七五番地

新設置者 鳥 取 県 財團法人 育英会

認可年月日 昭和二十六年三月十四日

01019

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

肥料の名称

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量%					
		全窒	全磷	全加量里			
		量素	磷酸	量里			
鳥取県一八八	魚かす粉末	七、〇	三、〇	一	塩化ソーダ	東伯郡泊村大字泊七八七	笠田 博子
一八九	菜種油粕	四、五	二、〇	一、〇	九、〇	日野郡石見村大字上石見九〇三	梅田 計重
一九〇	魚荒かす粉末	五、〇	五、〇	一	鳥取市湯所町一六〇	倉谷 常一	

住 所 氏 名

名

◆鳥取縣告示第二百五十六号
建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第六條第一項第四号の規定に基く区域を昭和二十六年六月一日次のよう指定了した。

昭和二十六年六月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

八頭郡 郡家町 船岡村

東伯郡 東郷松崎町のうち 松崎、中興寺、引地
日野郡 根雨町のうち 根雨、三谷
八頭郡 用瀬町

その区域を表示した図面は鳥取県庁土木部建築課及び郡家町、船岡村、東郷松崎町、根雨町、用瀬町役場に置いて縦覽に供する。

01020

教員委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第十五號

左記の通り定例教育委員会を鳥取市に招集する。

昭和二十六年六月五日

鳥取縣教育委員會副委員長

記

一、日時
自昭和二十六年六月八日
至同 年六月九日 午前十一時

二、場所 教育委員會事務局委員室

- 三、議題
 - 1、委員長選挙について
 - 2、議席の決定について
 - 3、教育委員会重要施策について

昭和二十六年六月五日印刷
昭和二十六年六月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月五日)
第三種郵便物認可

行者鳥取縣鳥取市東町
印刷所鳥取市東町
縣印 刷 所